

平成28年1月

年金受給者の皆さまへ

コーセー企業年金基金

《個人番号制度（マイナンバー制度）に関するお知らせ》

拝啓 皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当基金運営にご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、かねてよりご案内のとおり、平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に1人1つの個人番号（マイナンバー）が、各市区町村から通知されました。（個人番号（マイナンバー）は、平成28年1月以降社会保障・税・災害対策の分野で利用されることになります。）

年金制度においては、平成28年1月以降の支払いに係る法定調書へ個人番号（マイナンバー）を記載することが義務付けられています。

本来であれば、あなたさまから個人番号（マイナンバー）を提出していただくべきところですが、当基金としては事務の負担等を勘案し

『企業年金連合会（以下「連合会」といいます。）を通じて、国から個人番号（マイナンバー）を受領すること』といたしました。

なお、連合会を通じて、あなたさまの個人番号（マイナンバー）が確認できなかった場合等には、当基金から直接、ご確認をする場合もありますので、あらかじめご了解ください。

【ご参考】

当基金が採用する、「連合会を通じて、国から個人番号（マイナンバー）を取得する方法」は、国によって認められております。

＜お問合せ先＞

コーセー企業年金基金

電話番号：03-6892-5894

（9：30～17：00。

土日祝日・年末年始を除く）

敬具